

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 一 號 第 二 十 一 卷

大正十四年七月一日發行

論 叢

國債利子及官吏俸給の免稅……………法學博士 神戶 正雄

自殺統計論……………法學博士 財部 靜治

米價と關稅との關係に就て……………法學博士 河田 嗣郎

說 苑

商品堆積の理論……………經濟學士 谷口 吉彥

インフレーションの意義并に標準に就て……………經濟學士 小川福太郎

マクスの絕對地代と價值法則……………經濟學士 八木芳之助

雜 錄

パンタレオニ氏業績の回顧……………經濟學士 松岡 孝兒

ジゴムス・新マルサス主義……………經濟學士 岡崎 文規

統計拾穗抄……………法學博士 財部 靜治

京都帝國大學經濟學會大會記事

法 令

大正十四年國勢調查施行令・失業統計調查令・船檢船查規定中ノ改正

自殺統計論 (二)

財 部 靜 治

目 次

- 第一節 自殺統計論の研究範圍
- 一、自殺決心の倫理的評價及自殺未遂
- 二、自殺と自業死
- 三、自殺未遂の統計難
- 四、利他的自殺と利己的自殺
- 五、Ottingen の慢性自殺觀
- 六、國家及教會と自殺

第一節 自殺統計論の研究範圍

一

任意にその生命を絶つに至るべき (拉丁語 *sui* は自己 *Caedere* は殺すなり) 決心の倫理的評價は、あらゆる時代に於て國民及國民階級を異にするにより、その趣を異にしたると共に、今日も尙然り、

古希臘及羅馬人間にありては、自殺が特定事情の下行はれたるものなる限り、辯護され得べき行為とせられたり、Zeno, Erasthenes, Cato 及 Seneca は自殺せる古人にして、有名なりし人々中に數へらるゝ又 Demosthenes, Mithradates, Hannibal 及 Brutus は、敵の捕虜となることを避くるため、自殺を行へり、自殺はそれ自體としては、智能幼稚の徴たらず、米國の革命的闘争に於ける意氣銷沈期にありては、Washington は殆んど死を歓迎する程度に落膽せり、Bismarck は曾て自殺を意圖したり、拿破崙はその第一顛覆の後、毒を飲みて自殺を試みたり、Abraham Lincoln の法律事務組合員たり、又彼の傳記を著はせる Herndon は Lincoln の愛人たりし Rutledge 嬢の死後、Lincoln の諸友人は、彼が「暗黒陰鬱なる天氣のため、元氣を銷沈せしめ、ために自からその生命を絶つに至らん」ことを怖れ、嚴重に彼を見張りたることを説く、凡て自殺を行ひ又は之を企て、又は自殺の瀬戸際迄進みし、世界の偉人に關する實例は、尙幾倍にも増され得べし、唯その間歐洲にては基督教國教とせらるゝに至り、自殺を以て嫌忌すべきものとするに至れり、本邦維新前に於て武士階級が、一犯罪を贖ふため、又は敵手に捕はるゝことを避くるため、又己れの忠義心を表明するため、自殺するを以て美德とするの風習を、養ひ來りしは茲に絮説する迄もなし、支那にても現代支那學者として名ある、米人神學博士 Arthur H. Smith の説く所によるに、若き娘は秘密同盟を結び、かくて婚姻契約を結び又は結婚せる後、一定年月内に自殺を行ふ

べしと約束すとし、又自殺行爲が「子供によりても行はれ、而も比較的些細の原因により行はる、それは時として疱瘡同様に蔓延し、自殺にあこがるゝことは、事實上一疫病となる」とせり、又支那は犯人たる大官に自殺を行ふことを許し、否寧ろ一の特別恩恵行爲として、自殺命令を下すこと、恰も我徳川時代の申付け「切腹」に似たる點に於て、多分現時の世界に唯一なり (J. Dyer Ball, Things Chinese 中自殺の項下には、「自殺の國、一年中五十萬件」と題せる、一八九八年發表の一事記全文を引用し、結局入口の概數四億として、人口四百人につき自殺一人の割合となるべきも、之につき確實計數備はるの望は、尙幾十年の後にあらんとせり) 印度の特殊宗派にては、比較的近時に至る迄、宗教的動機に基づく熱狂的自殺の諸事例は示され、夫等の熱狂者は本尊 Krishna の偶像 Juggernaut の御輿に轢かれて死を求め、又印度政府は夫の死後その妻自殺するの風習 (即ち寡婦殉死 *suttee*, *Widwenverbrennung*) を阻止することに困難を重ねたり、(近年にてもベルガル洲にて、一九〇四年男六七七、女二〇九〇の自殺あり、マドラス政廳管下にては男七八〇女九七七の自殺ありき)^{*} 従ひて又現今に於ても、自殺は耻辱なり卑怯なり、その決心には道德上幾分か非難すべきものありとする、多數者あると共に、獨立不羈の剛毅は、その決心に示さるゝとする少數者ありと雖も、その行爲を以て道德上無關心たり得べしとなさゝること、その行爲が一の逸軌たることにつきては、萬人の一致する所なり、されば詳別を付せる此現象の統計は、疑もなく道德統計論の範圍に歸す、而も亦引續き詳説さるべきが如く、社會的疾患の他の一兆候にも、亦考察

* cf. The Encyclopedia Americana, '23 Vol. 25. p. 806; Harmsworth, Universal Encyclopedia, p. 7400; Prinzing, Handbuch der Medizinischen Statistik, S. 356.

を及ぼすことゝすべし、即ち自殺への傾を Selbstmordneigung, tendency to suicide 換言すれば豫期の目的を達せざりし自殺未遂 Selbstmordversuche, attempted suicide をも、原則的には問ふことゝすべきなり、かくて別に人口統計論に於て、自殺を問ふことありとしても、それは死因の統計を示すに當り、之を以て幾多死因中の一つとして、取扱ふに過ぎざるべし。

二

獨逸にありては使ひ馴れたる用語 Selbstmord に代ふるに、近年往々にして使用せらるゝことゝなりし、用語 Selbsttötung を以てせんとする人あるも、(Schnapper-Arndt, Sozialstatistik, S. 575. には所謂 Selbstmord 客觀的に言へば Selbst-tötung とせん) v. Mayr はその意見に對し疑を挿むべしとし、寧ろ後の用語を特定の場合に限ることゝせり、即ち人の特定處爲により、その意向上又直接に死の影響を生むべきことを期せるに非ず、寧ろ實際上臨機にかゝる影響を生めるに過ぎずとすべく、從ひて又概して統計に与るの目的上、明確に限定され得べしとなし兼ねべき、一切の事例をさすために、之を使用することゝせり、夫れ自殺と言ふ場合、最廣義によらば一人(生物)の行爲にして、天命を待たず、當該個人を死に致さしめんことを目的とするものを指すとし、從ひて自殺未遂をもその中に含ましめ得べきもその當然の意義によれば、從ひて當該事件の評價及命名上、普通に決定的なる用例に則れば、人がその天命を待たず、生存者の仲間より自から進みて別れ行くべ

* cf. Arnold Wadler, Moralstatistik in Statistik in Deutschland. I. S. 659.

き、急變的個別事例を指す、その行爲者の意向が、精神に異狀なくして果さるゝと、精神又は身體の病的狀態に於て果さるゝとは之を問はず。尤も身體特に精神上の素質如何により、分たんとする右の二別は、沿革上の意義あるのみならず、責任問題に關係するを以て、Arnold Hellerの如きは之を分つの目的上、假令は Schleswig-Holstein に存在せるが如き、立法策としての自殺者の屍體義務解剖制を、採用せんと提案せり、此種の方策は敬虔の見地より、あらゆる非難あるに拘はらず、之がために雷に統計學のみならず、醫學特に精神病學は、貴重なる結果を集め得べきことゝならん。^{*}現に K. Ollendorf (Krankheit u. Selbstmord, 1905) が男女自殺者二六二人 (男二八三女七九) を、解剖せる所によるに、責任能力損傷されたる事例一五九即ち四三・九%を發見せり、その中には四三の老齡、五つの小き腦、一七の月經期中を算入せり、又 Heller (zur Lehre vom Selbstmord. Münchner med. Wochenschr. 1900) は三〇〇の解剖中、四三%のかゝる狀態を發見せり、^{**}その外 Gaupp が一九〇四乃至〇六年中、München の精神病臨床に、引渡されたる自殺候補者一二四人に就き (同市にては自殺未遂行爲實行中を、見附けられたる各人は、かゝる臨床に引渡さる) 驗せる所によるに、精神に異狀なきは一人のみたり、そは二十一歳にして妊娠八ヶ月の下婢ありき^{***}かく自殺を以て人の身體精神上の素質に基づく、自然必至の行爲視せんとするの主張は、我邦の法醫學者三田定則氏によりても、懷抱せらるゝに似たり、(大正十二年五月八日以後大阪毎日新聞所載同氏自殺論參照)

* cf. Wadler, op. cit., S. 660.

** cf. Prinzing, op. cit., S. 404.

*** cf. Alfons Fischer, Grundriss der sozialen Hygiene, '13 S. 336.

夫れ自殺者は少くとも自殺の瞬間に於ては、一時的精神異狀ありとすべきに非ざるやの問題に、答ふべきは統計學の分に非ずして、哲學又醫學に委ねべき所なり、又自殺者には悉く精神の異狀あること、立證されたりとしても、その外一切の場合に何等餘分の自殺動機を伴ふことなしと、斷じ得べきやにつきては疑を存するものなりと雖も、吾人は此方面に於ける本邦醫學者の、努力積まれんことを希望すると共に、拜金主義 Amerikanismus の現代に於て、一切の人々が「時のみならず、健康も亦金なり、一旦之を損はんか、金あればさて元の健康を、取戻す由もなし」と説ける、Ruskin の教訓を銘心したらんには、如何に幸福なるべきかを想はずんば非ず。

世には確かに遂行されたる自殺以外に、認識の困難を進め行くとすべき、自業死 Selbsttötung の幾多事例あり、夫等事例にありては個別的には、生命損喪の意向を伴はず、時ならざる自然死の結果を生むも、そはその處爲の實際的結果、否各場合に虞らくは副次的結果として、認識さるべき可能に外ならず、かくて本來的には別に當初より考慮さるゝことなかりし、一可能として問はるべし、(Czecho-Slovak 共和國最初の大統領たる Thomas Garrigue Masaryk が一八八一年維也納に哲學講師たりし當時の著書 *Der Selbstmord als soziale Massenerscheinung der modernen Civilisation*, SS. 2, 3. は自業死を廣義の自殺、狭義によれる固有の自殺を、之が特例とせるも、そは自殺に對立すべき自業死なり) かゝる事例に數ふべきは、或は高尚なる一目的を達するためになさるべく、倫理上高く評價すべき自己犠牲、特に死の危険を冒

せる他人の生命救助（戰場に於ける勇士の賭死、精神的過勞による生命の危害、生命の危険を冒せる救難行爲）或は之と異なる方面に於て、生命の危険を伴ふべき種々の過度享樂（特に酒精飲料及性欲の享樂と）なり、此種の豫期されざる自殺死は、凡て自殺統計上問はるゝことなし、又残らず之を統計にとることは、實際上遂げ得べきに非るべし、されど一定の場合には特に注意して仕組まれたる凶變の統計、及この觀點の下意義多しとすべき特別死因統計中、之がために特別の一餘地開かるゝことあり、後の點につき假令ば瑞士の死因統計上、酒精中毒を特定の個別疾病の、基本原因として詳查せんとするの試みは注目の値あり、かゝる凶變及死因の特殊統計が、打立てらるゝこと愈々多きに從ひ、將來二次的道德統計論の材料を之に仰ぐの可能も、從來に比し一層廣き範圍に及ばざるゝこととなるべし。

三

所期の目的を達せざりし自殺未遂の大量現象は、遂行されたる自殺の大量現象に、倫理上直接に接近し、その周圍に簇がり存在すとすべき所にして、それは完全に一次的道德統計論の範圍に歸すべく、特に自殺統計の擴大されたる範圍に歸すべし。素より自殺未遂にありては、その事實を査定すること、遂行されたる自殺に於けるよりも一層困難なり、蓋し自殺の意向ありしや否やの診斷は、（世間の耳目を鑒勵するが如く、知れ渡ることなしとせば）極めて困難なり、特に又官廳に於てその事

件を記録し、統計上之を利用するの目的を達せしむることは、層々望み得ざるを以てなり。尤も此困難に對立すべき一困難は、望を達したる自殺につきても惹起さる、即ちそは死の結果を生ずべきも、かゝる結果が相當時日經過後に惹起さるゝ場合、特に自殺的行爲がその初めは永く繼續すべき衰弱として現はるゝに過ぎざるも、後に死に終るべきものにより惹起さるゝ場合は然り、かゝる場合には最早之を自殺てふ死因中に録すべきに非ず、道德統計的希望の立場よりせんか、かゝる事例を自殺未遂として録し、又出來得べくんば之に「引續く健康毀損を伴へる」と附言するを正當とせん、巴威里にありては死が自殺行爲後三日以上、經過せる後に惹起さるゝ諸事例を、醫事統計表上最早自殺として取扱はず。

四

自殺未遂の統計は今尙極めて幼稚なり、從ひて自殺統計の結果に關する叙説は、殆んど全く遂行されたる自殺に限らるゝの外なし、而して自殺の多少を考ふるにつきては、先づ自殺行爲に出づることを、憚らしむべき諸動機を一瞥するを可とせん、此點につき第一に擧ぐべきは、生命に關する天性の愛なり、之あるがために刑の言渡しを受け、死刑の執行を待てる犯人さへも、その餘生として殘されたる數時間又は數日の命を惜むに至る、生命の愛はあらゆる生物の眞性なり、そは必ずしも個人にとりての生存の外觀價值によりて測られず、否普通に之によりては測られ

す、それは米國の劣等印度民族 Digger Indian 又は Kongo の黒人にどりても、有福なる歐米開化の民に於けると、少くとも同じ程度に強し、次に智能ある者の間にありては、宗教的性向あると否とを問はず、他人に對する義務感念あることを擧ぐべし、唯宗教的に嚴格なる者の間にありては、墓の彼方に於ける刑罰を怖る、而してこは自殺に對する有力又主要なる牽制力たることは、統計により示さる。^{ok}而して之を近時の文明界につきて見るに、自殺は利己的自殺の性質を帶び、之が例外ありとするも、それは漸次その跡を絶つゝの狀あり、詳言すれば個人的に生存に耐へざるに至りし結果、生命を絶つに至るべきものなり、古文明界特に亞細亞の古文明界にありては、利他的自殺換言すれば、國民の最善又は神祇の讚美を目的とする自害、即ち高尚なる道德的自決心に基づく所謂自殺は弘く普及し、又共同體により強く個人主義を制するが如き、形式による自殺は行はれ、假令は老人、寡婦、從者、武士等により、傳習されたる自殺の風習を、柔順に守るが如き形式により行はれたり、諸原始民族にありても亦利他的自殺の特殊痕跡あり、然るに輓近文明界にありてはかゝる自殺ありとしても、之が弱き告知を見るに過ぎず、假令は哀れなる病人が、自己のために家族に心配を掛けることを、氣の毒として自殺し、保険金を與へんがために自殺するが如き然りと雖も、是等の事實を自殺動機又は原因の統計上、明かにせんとするは難し、さればつて V. Mayr が輓近自殺統計上窺はるべき自殺につき、倫理上決定的なる印象とすべきは、自

* cf. The Encyclopedia Americana, op. cit.

害する迄に只管昂進されたる、利己心の集積にありとし、かゝる利己の特別變態とすべきは、共同自殺特に二人の共同自殺として、同時に行はるゝもの、並に前に行はれし他人の自殺又は自殺未遂の後を受け、即時に行はるべき利己的自殺にありとせるは、倫理的評論上獨斷の嫌なしとせざるか、試みに戀仲なる男女二人の共同自殺、即ち情死丈けにつきて見るも、之を以て裏面に借金あり、又は父兄の目を忍びてと謂ふが如き、事情のため「互に身の置處もない、意氣地なしが出喰して、夢が夢中に抱合ひし血迷ひの果」と、罵倒する者あるべきと共に、「虚偽を以て飾れる人生中に、只これ戀は神聖なる愛の極、その戀のため愛のために虚偽多き人生を、犠牲に供せり」と禮讃する者あるとの一大相違あり、(大正元年村上浪六著人間學六三頁以下參照)況して一般自殺につき右の如く簡單に、評論し去るは穩當ならずと考ふるを以て、以下尙少しく評論を重ねることゝすべし。

夫れ自殺統計は諸感情及諸氣分の普及、歡喜及憂愁の普及、平氣及激昂の普及に關する一表相を授く、即ち自殺統計は夫等心的作用に發せる、諸行爲を數ふるの途を解するも、夫等諸行爲を即座に、不徳又は有徳、善又は惡、正又は邪と分類し得ることなし、現に Inana-Stenegg の如き、自殺は「道德上否社會倫理上の特質よりせば、各場合に甚しき不同」あるを以て、道德統計論としての特別取扱を、自殺に施すに及ばずとせる程なり、(社會統計論綱再版六二四頁參照)されば之に

倫理的評論を加へんとする際には、必ずやその時その處に通用せる、社會道德標準に照して之を決するの外なく、否究極に於ては評論者の道德觀によりて左右せられ、その人生觀特に死生觀により左右せらるゝとすべし。之を近時の歐米につきて見るに、命を以てあらゆる實中の實に非ずと、觀する者なしとせざるも、(本誌第二十卷三六七頁參照) 評論家は寧ろ命ありての物種^{ゴツ}と觀するを普通とす、Durham の僧正 Moule が一九〇九年中、自殺を以て「國民的活力の引沙」(cf. in Most, Bevölkerungswissenschaft, S. 124.) と觀せしは之なり、本邦明治年間の統計學専門家の間に、大影響を及ぼしたる Max Haushofer の如きも、明白に同一趣旨を言明せり、即ち曰く「完成を期せんとする、あらゆる努力の必要條件たる、身的存在は又一の道德的善なり、この生命の保全に努むべき行爲は、元來動物にも亦固有なる、自己保存の衝動より發する所にして、そのものとしては何等道德的たらず、されど道德的勇氣及道德的忍耐は、この生存競争をも亦道德的行爲たらしむ、之に反し一切の生命毀損は、斷然不道德的なり」*。此點に關し、我邦に於ても、西洋思想を無批判に採入るゝ人々の間にありては、かゝる觀想は相當に廣く行はるゝに似たり、現に古來各國賢哲の死生觀を、冷ねく涉獵されたる點に於て、多大の努力を拂はれたりと思はるゝ、加藤咄堂氏「死生問題」(大正十二年發行 六六八頁) 中にも曰く、「世の自殺者を見るに、其多くは現在の苦境を脱せんとする利己主義に出でざるはなし、死は人の好む所にあらず、其好まざる所に従はんとす

* cf. Haushofer, Statistik 2. Aufl. SS. 474. 475.

心裏の煩悶苦惱、洞察すべきものなりと雖も、進んで社會と奮闘するの勇なく、道を行ふの心に鈍く、自ら殺して獨り安慰の地を得んとし、爲に他を害し人を毒するに至ては、其不義不徳實に甚しきものあり」と、唯氏は右引用文中にも明かなるが如く、「其多くは」との制限を付し、一切の自殺を否認せらるゝに至らざりしは、自から用意の存する所なり、試みに想へ悲劇「蝶子夫人」の女主人公が、貞節を盡しつゝ最後に自殺するを看、利己主義とせらるゝ西洋人も亦喝采して止まざるは何故に然るかを、之を以て單純なる憐憫の一表露に過ぎずとして、輕々に評し去るべきか、將た義烈の一閃時には彼等の肺腑を衝き、死するも亦永遠の生命あり得べきことを、想はず感ぜしむるがためならざるか、兎に角尙少しく吟味さるべきは、東洋に於ける諸死生觀にあり、吾人は素よりかゝる問題に深く没頭するを以て、その分となすものに非ずと雖も、自殺統計問題に交渉ありと考ふる程度に於て、聊か之に言及せんか、一例として佐藤一齊（安永元——安政六年即ち西紀一七七一—一八五九年）は「邦人の語録中に於て、白眉と稱す」（井上哲次郎博士評）べく、又彼が四十二歳乃至八十歳の生涯中に成れる、その著書言志四錄中の第三輯たる言志晚錄（六七乃至七八歳の作）中に曰く、「生是死之始、死是生之終、不生則不死、不死則不生、生固生、死亦生、生生之謂易、卽此」と、引續きて又「凡人忘少壯之過去、而圖老歿之將來、人情皆莫不然、卽是竺氏權教之所由以誘人、吾儒則在易曰、原始反終、故知死生之說、何其簡易而明白也」と説けり、（之と大同小

異の論旨は、明治四十年發行松山堂本によれば、錄二二頁後錄六頁三四及四四頁にも説かる。その説の基づく所易經にあり、而して極力佛教の來世觀を卻けんとせるは、夙に高瀬博士指摘されたるが如し、(同氏著日本之陽明學二二四頁參照)而も亦「晝夜、死生也、醒睡、死生也、呼吸、死生也」と説けること、「語默は晝夜の如く、晝夜は生死の如し」と説きし、程明道の論旨に酷似するを見、死生一如觀につき、一面佛教を攻めて、他面之を従ひし程朱の學風にも、(死生問題四二二頁參照)影響されたる點なしとせざるを想はずんば非ず、何れにしても我東洋にありては、此種の死生觀に富めり、而して又かゝる觀想の下、苟くも高潔なる義務觀念に驅られては、外聞の耻を忍びつゝ生を偷み、克く生涯の大義を全うせんとするの勘忍及沈勇を生み易きと共に、生の輕きや鵝毛の如く、義の重きや泰山の如しとし、世を益し人を利せんがために、從容死に就くの事例を生むべきは親易き所なりされば多年かゝる觀念を養はれ來りし、我邦現時の自殺に就きても悉く利己的たりと論斷し去るの輕卒なるを察すべく、その間身を殺して仁をなすすべきが如き事例、全く存せずとするを得んや、而してそは自殺動機の周到なる研究により明かにするを得べく、統計的研究によりてもその目的を達するの望、皆無なりとなさざるのみならず、特に又心理的社會的病理の臨床にも譬へ得べき、個別標本詳査の方法により達し得べき所なり。素より自殺の事例中には、生命の尊重すべきを深く想はず、別に道德的動機を伴ふことなく、些事のために輕々しくその生命を絶つに至るの、例

あるべきことも否定すべきに非ず、殊に本邦家族制度の遺風に伴ふ、短所に煩はされて自殺すべき、婦人にこの弊あるべきことを想はずんば非ず、かく生命を輕視するの風は、支那にありては殺兒の頻繁、乞食輕視、並に無雜作に行はるゝ死刑執行にも、示さるゝ所なるが、多くの人は又同じ氣分に驅られて、輕々しく浮世を捨つ、特に大家族生活に於ける事情の複雑、就中姑に對する新婦の奴隸的地位を厭ひて、自殺する婦人は多し、こはかの男子の創意に係り、婦人により何等改めらるゝことなかりし、寡婦殉死の風習と共に、別に男尊主義 Masculinism の齎らす一弊風視し得べき所なり。^{*}その外支那に於ける自殺の一部は、佛教に影響せらるゝとすべきものあり、即ち通俗的説教に於て、精靈の輪廻に重味を附與し、現世の惡行は來世の化身上惡果を生じ、善行は良果により酬はるべしとするの宗教は、自殺の防止力として有力なる能はず、深く想はざる者は寧ろかゝる信念に驅られ、來世の幸福を夢みて自殺を行ふに至る、^{**}我邦の佛教は安心立命を訓へて、自殺を防止せるの例寧ろ多かるべきを、信する者なりと雖も、以上説くが如き事例もなしとせざるべく、時に淺墓にも未來の一蓮託生を夢みて、前途有望なる生涯を絶つ情死者は、今も尙なしとせざらん、此點につき目前の刹那に生きんとするの欲求強く、未來觀を有せざる朝鮮男女に、情死なしとせらるゝは（大正八年二月十日日出新聞參照）之が興味ある對照たるを想ふ。

五

* cf. J. D. Ball, op. cit., p. 664; Ross, The principles of Sociology, p. 679.

** cf. Ball, op. cit.

自殺統計はその統計上、實際に起れる事例を悉く網羅せることを、假定し得べき場合にありても、そは多くは自害觀念に親しむ迄に昂進されたる、利己心に促され、社會病理狀態としての之が特別現象となりて現はるべき、幾多症狀の一部分丈けを認識せしむるに過ぎず、各個人生存上の諸印象に本づきて、惹起さるべきかゝる固有狀態の氣分及氣風は、個人の精神的神經質的素質によりても助長せらるべきと共に、特に又社會上その個人に接觸すべき仲間が、同様なる敏感又興憤の狀況にあるがために、伸張さるべき所なり、夫れ自殺も既にそれ自體として、社會生活の意義ある一現象なり、そは人口の一部に身體上又は歴史的の頹廢あり、不健全ある悲觀主義者普及し、又一時代を挙げ意志薄弱なるの一表明たることあり、古羅馬帝國の分裂、帝政時代末期の腐敗せる氣風には、自殺の頻繁程度増進を伴へりと論ずる人あり、(假令ば Mealyk の前掲書) 奈破崙により征服されたる古獨逸國の、過度に刺戟されたる敏感性及軟弱は、Goethe の作 Wilhelm Meister 中の一人物たる、若き Werther の苦惱に引つけられ、幾多の自殺相次いで起れるの事實により、虞らくは尠からず徵表せらる、斯くの如く一代に於ける體質頹廢及社會的頹廢は、輕々しく自から死を求むるの氣風に現はる、^{*}而してかゝる狀態そのものにつきては、統計上之を精密に捕捉し得べきに非ず、v. Oettingen の如きはかゝる狀態を指して、幾分か曖昧に「漫性自殺」と呼び、「病的現象が病理的個別事例として、吾人により遭遇せらるゝ際、之を急性と呼ぶこと丈けを銘

* cf. Wadler, op. cit., S. 660.

記するの要あり、之に反し漫性てふ語は、有機體が衰弱し、萬一之に何等の治方を施さずとせば、その有機體は漸次に滅落し行くべき、恒久的病態を示す、……かくて又吾人は知覺さるる個別自殺を急性と呼び得べく、漫性自殺は人々及全國民共同體の、思慮及性情に根元す」と説けり、*されど諸程度による自殺への氣運（*Motiv*）は茲にも前に自殺未遂につきて、使用せると同一語 *Selbstmord-gegens* を使用せるも、吾人は區別を明かにするため此語を選ぶ）存在するの狀態そのものは、未だ自殺とすべきに非ず、唯そは社會的自殺禍の兆たるや確かなり、吾人は之を計數上それ自體として捕捉するを得ざるも、かゝる禍患の緩急が、その實現により「急性」自殺となりて現はるべきものと、特殊の比例關係に立つべしと假定するは、不當に非るべし。

六

時及處により異なるべき自殺の實況につき、特に意義に富めりとすべきは、國家及教會の之に對する態度なり、而も亦此點につき自殺に對する國家の態度よりも、一層決定的に立入るべきは、峻烈なる判斷を下すべき教會の見解なり、蓋し自殺及自殺未遂を刑法により罰すべき國は、例外に過ぎざればなり、今此點につき少しく史的考察を試みんか、歷史上既に古代の文獻に於て、自殺の例に接すること頻繁なり、されどそは生存倦怠より自殺に遁げ場を求めたるに非ずして、寧ろ戰爭及内亂に際し、一層耻づべき死を逃れんため、又はその伴侶と共に死せんがためたり、時

* cf. Öttingen, 'Über akuten und chronischen Selbstmord,' 181 S. 8; ferner Ders., *Moralstatistik*, 3. Aufl. '83 S. 738.

としてそれは又假面を粧へる死刑たりき、羅馬共和制の末期に近づき、又帝政時代に至り、頽廢の表明として、自殺増加したらんことは蓋然的に想像せられ、現に又之を主張せる者あるは前記せるが如くなりと雖も、判然立證さるゝことなし、統計觀察を全く缺けばなり、書籍中の諸事例を本とし、かゝる判斷を下すときは、晩近の美文學的著書を本とし、離婚が甚だ頻繁なるを、結ばんとせる場合と同様なる誇張に陷るべし、されど中世にありては教會の影響により、自殺者に対する嚴重の規定ありしたため、元來自殺頻繁程度の縮少に、貢獻せることなしとせざるべし、自殺は一犯罪として取扱はれ、自殺者はその遺物の凌辱、埋葬の拒絶により罰せられたり、中世の末期に至りてはその外、財産の沒收も屢々行はれたり、自殺未遂にも亦財産沒收の制裁は付せられたり、この嚴峻なる方策は中世終結の後も尙永く續けられたり、一六八三年の丁抹法律書は、自殺を行へる各人が、君主のためにその財産を失ふべきこと、自殺が疾病又は發狂狀態に於て、行はれざりしものとせば、教會にも墓地にも葬らるゝことなかるべきことを規定す、處によりては財産の一部分のみ沒收されたり、假令は巴威里及チロールにては、三分の一を沒收せり、佛蘭西にありては專制的國王を利せんがために、貨物沒收はその存在を續け、否虞なくは一層嚴重に勵行されたり、(一七九〇年に至り始めて廢止す)その他の諸國にありては此方面の規定は一般に直接又間接に廢せられ、唯侮辱的埋葬だけは尙永年の間嚴重に維持せられ、責任能力なき自殺者につき

てさへも屢々之を適用せり、自殺未遂につきては既にその以前より、財産沒收を行はざることとなりしも、假令ば獨逸に於けるが如く、身體懲役その他の仕方により之を懲罰したるの例あり、最後に第十八世紀の中葉以來は、自殺者を益々寛大に遇するに至り、侮辱的埋葬も多くは全く廢せられ、唯自殺者を原則として私かに葬り、又は屍體を解剖に付することゝせるのみたりき、されどかゝる規定も亦廢せられしことも珍しからず、假令ば丁抹にては一八六七年の敎務省省令によれば、自殺者の家族は葬式を請求し得べきことゝなれり、唯法師にありては祭詞を陳ぶるの義務なしとせるのみなりき、又一八二九年以來は自殺未遂に對する刑罰も、廢せられたりと觀じ得べく、唯他人の自殺を幫助せる者は罰せらる、^{*}現今例外として自殺を一犯罪とせるものに、英聯合王國あり、紐育洲も米國中にて、自殺未遂を一犯罪として告訴すべき唯一の洲なり、英國^{イギリス}検屍官は通常發狂中の自殺に、*suicide* として語を用ゐ、精神に異狀なき人の自殺に、*homicide* として語を使用するも、法規上は右二語間に何等の區別あることなし、又實際にありては英米共に、検屍陪審員はその行爲が發狂の結果なりとの決定を、殆んど不變に與へて遺族の氣を休む、英國にても従前にありては、自殺者の財産を皇室に沒收することゝせるが、その刑罰が最後に廢せらるゝことゝなりしは一八七〇年にあり、されどその年次以前にも既に永年の間強行せらるゝことゝなかりき、又自殺者の侮辱的埋葬に關する風習も存したりと雖も、此風習を守りし最後は一八二三年にあり、唯英國々教々會は正氣の自殺者につき、今日も基督教式葬式を行ふことを拒む。^{**} (未完)

* cf. Westergaard, Die Lehre von der Mortalität und Morbilität, 2. Aufl. '01 SS. 643, 644.

** cf. The Amer. Encyc., op. cit.; Harmsworth, op. cit.